

国土建推第8号  
国土建労第463号  
平成30年8月1日

建設業団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従来より元請建設企業に対する指導方お願いしているところである。

今後、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。加えて、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）においても、基本理念として、下請契約を含む請負契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払うとともに、従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならないことが位置づけられ（第3条第10項）、さらに、適正な額の請負代金での下請契約の締結、技術者・技能労働者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善が受注者の責務として規定された（第8条）ところである。また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年法律第111号）においても、基本理念として、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行わなければならないことが規定され（第3条第1項）、さらに、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずること等が建設業者等の責務として規定された（第6条）ところである。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」（以下「ガイドライン」という。）の策定、建設業の取引にお

けるトラブルの迅速な解決を目的として弁護士等が適切なアドバイス等を行う「建設業取引適正化センター」の設置、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むための「建設業取引適正化推進月間」の実施等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めている。

並行して、公共工事設計労務単価については、最近の技能労働者の賃金水準の上昇傾向を踏まえ、平成25年4月以降これまで6度にわたり上昇しているところである。

このように、建設業の取引の適正化の推進、建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めてきた。しかしながら、元請下請間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきた。建設業における労働災害は長期的には減少してきているものの、未だ不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられることから、施工管理のより一層の徹底が求められている。

以上を踏まえ、貴団体傘下建設企業に対し、関係法令やガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

## 記

### 1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。見積条件の提示に当たっては、下請契約の具体的内容を提示すること。提示しなければならない事項は、建設業法第19条第1項により請負契約書に記載することが義務付けられている事項（工事内容、着工及び完工の時期等）のうち、請負代金の額を除く全ての事項となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。また、適切な水準の賃金等に加えて、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の内容の普及促進について申合せ（平成22年12月）がなされているので、当該申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めること。

## 2. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、当該建設工事の着工前の書面による契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、出来高払の定めをするときはその時期及び出来高払割合等の方法、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期③追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

## 3. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

#### 4. 下請代金の支払について

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」(昭和46年3月12日通商産業省告示第82号。最終改正平成28年12月14日経済産業省告示第290号)及び「下請代金の支払手段について」(平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号)に基づき、元請負人は下請負人に対し、法定福利費を含む下請代金の支払をできる限り現金払により行うこと。手形払の場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。現金払と手形払を併用する場合には、下請負人に対する支払条件を改善し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)を現金払とするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。

手形期間については、120日以内とすることは当然として、できる限り短い期間とすること。また、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払(出来高払)や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うよう留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了した後、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないよう留意すること。

#### 5. 下請負人への配慮等について

中小企業を取り巻く景況は、緩やかな改善傾向にあり、更なる中小企業の活力向上が

図られるよう、また、工事現場における適切な施工管理の必要性に鑑み、元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を公共工事・民間工事を問わず適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。その際、国土交通省及び都道府県発注工事においては、予定価格に社会保険料の事業主負担分及び本人負担分が反映されていることを十分留意すること。また、特に、建設業退職金共済制度については公共工事のみならず、民間工事における普及に努めること。加えて、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。特に、元請負人は、公共工事について中間前金払制度の導入が進んでいることを踏まえ、同制度の適用対象となっている工事については、同制度を積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮すること。さらに、公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

## 6. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となるときは、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を義務づけられており、これを徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、併せて徹底すること。さらに、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」（平成26年12月25日付国土建第203号）においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の

専任等に係る取扱いについて」(平成26年2月3日付国土建第272号)や「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」(平成29年8月9日国土建第169号)に十分留意すること。

## 7. 社会保険への加入徹底について

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費を必要経費として適正に確保することが必要である。

社会保険加入対策については、平成24年度から建設業許可・経営事項審査時における加入状況の確認・指導を行うとともに、同年11月に策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、遅くとも平成29年度以降は、社会保険未加入業者を下請負人として選定しないとの取扱いとすべきことを求めているところである。また、国土交通省直轄工事においては、昨年4月から全ての工事で二次下請以下の建設企業についても社会保険加入企業に限定する取組を行っているところである。しかしながら、多くの地方公共団体工事や民間発注工事においては、こうした取組が十分に行われていない状況であることから、昨年7月、公共工事標準請負契約約款を改正し、下請負人を社会保険加入業者に限定する規定を新設したところである。さらに、本年1月、受注者から発注者に対して、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を誓約する「誓約書」を提出する取組を開始するなど更なる社会保険加入の徹底に努めている。

これらを踏まえ、元請負人においては、受注時における適正な法定福利費等(社会保険料の事業主負担分及び本人負担分)の確保に努めること。また、昨年度、国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査(以下「実態調査」という。)によると、高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

また、下請負人においては、注文者(元請負人又は直近上位の下請負人)に対し、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

加えて、昨年7月、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定を新設したことを踏まえ、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応すること。

## 8. 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

長年にわたって続いた建設投資の大幅な減少に伴い、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらした結果、若年入職者が大きく減少する一方で、高齢化が著しく進展しており、熟練工から若手への技能承継がされず、技能労働者は減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。

技能労働者への適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の持続的な発展のため極めて重要な課題である。平成25年4月以降これまで6度にわたり公共工事設計労務単価が上昇し、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣、副大臣又は政務官が日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会（以下「建設業団体四団体」という。）に対して直接要請してきたところであり、各方面の努力の結果、技能労働者の賃金は平成29年までの5年間で約14%上昇しており、他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、製造業と比べ低い水準となっており、未だ十分とは言えない状況である。政府から経済界に対し、賃金の継続的な引き上げに向けた取組が要請されていること、本年3月に策定した建設業働き方改革加速化プログラムにおいて、公共工事設計労務単価の活用や適切な賃金水準の確保が盛り込まれていること、本プログラムを踏まえ、国土交通大臣より建設業団体四団体に対して、現場の技能者まで給与や社会保険料の本人負担分が確実に行き渡るよう具体的な取組の実施を要請していることを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。なお、昨年度、国土交通省が実施した実態調査によれば、高次の下請負人において、技能労働者の賃金が低い傾向となっており、また、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっていることも踏まえ、元請負人においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請負人においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

また、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、同年4月から本格運用が開始された品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）に関する情報、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報及び社会保険加入対策に係る情報など、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口を活用されるとともに、貴団体傘下建設企業に対し、引き続きその周知に努めること。

## 9. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等について

本年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）において、建設業については、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いた上で、罰則付きの時間外労働規制の一般則を

適用することとされている。建設業の働き方改革について、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、本年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ)を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な請負代金による契約と適正な工期設定を行い、下請建設企業を含めた週休2日など休日の確保の推進に努めること。

#### 10. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成26年4月1日の消費税率の引上げに関連して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)が施行され、これに伴い、国土交通省では、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」(平成25年11月18日付国土建推第26号)、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について(重点要請)」(平成26年1月17日付国土建推第31号)及び「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成26年4月1日付国土建推第1号)を通知したところであり、これらを踏まえ、下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

なお、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、地方整備局等の「駆け込みホットライン」や都道府県建設業所管部局においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、当該窓口を活用されるとともに、貴団体傘下建設企業に対し、引き続きその周知に努めること。

#### 11. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から10までの事項に準じた配慮をすること。

## 留意事項

国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あて通知（平成30年8月1日付け国土建推第8号、国土建労第463号）のほか、次の点について適切に対処すること。

### 1 下請代金の支払等について

#### (1) 下請代金の支払等の適正化について

下請契約における代金の支払等について、資金需要の増大が予想される時期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者（資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送業者等）に対する適正な代金支払の確保に配慮すること。

#### (2) 下請代金の支払までの期間の短縮について

下請建設企業や資材業者が元請建設企業に対して有する債権について、ファクタリング会社が支払の保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援する「下請債権保全支援事業」が実施されているところであるが、当該事業を活用する場合を含め、全ての元請負人は、下請契約における受注者の資金繰等に配慮し、請求書の締切から支払までの期間をできる限り短くすること。

#### (3) 手形期間について

北海道発注の建設工事における下請代金の支払に手形を使用する場合は、手形期間を90日以内のできる限り短い期間にするよう努めること。

### 2 適正な施工体制について

#### (1) 施工体制台帳、施工体系図の作成について

北海道発注の建設工事における施工体制台帳の提出については、対象を請負代金額が200万円以上の工事及び200万円未満であっても下請契約を締結する工事について提出を求めているので留意すること。

#### (2) 労働災害の防止について

国の「労働災害防止計画」や、道の「北海道における労働災害の防止に向けた取組方針」などによる関係者の取組により労働災害は減少傾向にあるが、建設業は依然として死亡災害全体の3分の1強を占める状況にあることから、事業所等の統括安全衛生責任者等から現場への指導・援助・教育の徹底や、安全パトロールなどによる工事場所での安全管理の徹底などに十分留意すること。

#### (3) 施工体制の確認について

道においては、適正な施工体制及び安全衛生管理体制を確保するため、請負人から提出される「積算労務単価報告書」において、「公共工事設計労務単価」との間に一定以上の乖離がある工事などについて、建設工事下請状況等調査及び建設工事安全パトロールを実施し、調査・指導を強化することとしているので、必要な経費の計上に十分留意すること。

### 3 社会保険未加入対策について

北海道発注の工事において、雇用保険、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）、健康保険及び厚生年金保険への加入が義務付けられている下請負人が、それらの法定保険に加入していない場合、元請負人は下請負人に対し、各種法定保険への適正な加入等について指導すること。

但しこれは、法律上加入義務のある各種保険への加入を図るものであり、加入義務のない保険への加入を求めているものではないことから、下請契約の相手方として適用除外となる建設業者の排除や、作業員等について現場入場等を禁止することのないよう留意すること。

また、労災保険に加入できない大工、左官、とびなど、労働者を使用しないで建設の事業を行うことを常態とする、いわゆる一人親方について、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に労災保険への任意加入を認める「特別加入制度」の周知に努めること。

さらに、適正な就業規則の作成に努めることとし、この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する場合は、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

なお、「道発注工事における社会保険等未加入対策等について」（平成30年3月23日付け建管第1886号）により通知しているが、二次以下の下請負人についても、平成30年4月1日以降に行われる公告又は契約の申込みの誘因に係る契約から、原則、社会保険加入者に限定しているので、留意すること。

### 4 労働者福祉の向上について

#### （1）雇用・労働条件の改善について

建設労働力の需給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、賃金の適正な支払い、退職金制度及び各種保険制度への加入等雇用・労働条件の改善に努めること。

技能労働者の育成・確保については、適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることから、特段の配慮に努めること。

#### （2）季節労働者への有給休暇の付与（前倒付与）について

季節労働者を雇用した場合、有給休暇の付与（前倒し付与を含む。）などが図られるよう努めること。

### 5 建設副産物について

工事の施工により生じる建設副産物（コンクリート塊等の建設廃棄物及び再生資源となる建設発生土）については、設計図書に明示された施工条件に基づき適正に処理すること。

建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国官第122号改正）等を遵守し、工事現場の管理を適正に行うこと。

特に、建設リサイクル法に伴う対象建設工事における特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等については、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うとともに、同法に規定される分別解体等の計画の作成、下請契約を含む請負契約書面への解体工事に要する費用等の記載、届出等事項の下請負人への告知、再資

源化等の完了報告、解体工事業の登録等の諸手続について遵守すること。

また、建設廃棄物の処理を委託する場合には、これらの適正な契約の締結及び産業廃棄物管理票の交付・回収等によりこれを適正に管理し、この処理が適正に行われたことを確認すること。

なお、委託しようとする産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者について、その種類、処分の方法（再資源化等）、施設の能力等許可の状況について確認するなど、業者の選定については十分留意すること。

建築物等の解体、改造又は補修工事を行うときは、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に基づき、必ず事前に石綿の有無を調査し、吹付け石綿や石綿を含む保温材等の使用がある場合は、各法令に基づく届出、作業基準に基づく除去等作業などとともに、除去した石綿等の廃棄物処理法に基づく適正処理など、適切な措置を講じること。なお、事前調査で石綿含有建材が適切に把握されずに解体等工事が開始され、関係行政機関からの指導により工事の中断を余儀なくされた事案が道内でも見られるので、十分留意すること。また、石綿含有仕上塗材については、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（平成29年5月30日付け環境省水・大気環境局大気環境課長通知）に沿って作業を行うこと。（通知文は「北海道アスベスト情報ポータルサイト」を参照のこと。）

## 6 道産品（資材）の活用について

道産品の需要を確保することは、地場産業の育成上きわめて重要であるため、使用資材については、間伐材を使用した木材・木製品、北海道認定リサイクル製品、北海道グリーン購入基本方針に基づく特定調達品目など、道産品を優先的に使用するよう努めること。

## 7 過積載運行の防止について

道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）等を遵守し、工事施工業者が過積載運行の要求を行わないことはもちろん、請け負った建設工事現場において、過積載車両の搬入・搬出などの違法行為を行わないこと。

## 8 下請契約の適正化等について

### （1）資材等の運搬業務契約、交通誘導警備業務契約の安全性の確保等について

資材等の運搬業務、交通誘導警備業務に係る契約についても、代金の設定に当たっては、工事の施工に関連する交通事故防止等の観点から、安全性等を考慮した適正なものとなるよう指導すること。

### （2）見積り等における労務単価に係る諸経費分の適正計上について

見積り等に際して、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合、当該単価は所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれておらず、別途計上されるものであることから、諸経費分は含まれていないなど公共工事設計労務単価の主旨を十分理解の上適正に取り扱うこと。

例えば、交通誘導警備業務について契約を締結する場合には、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社等に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に計上すること。

# 建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

この度、目標年次を迎えた「建設業における社会保険未加入対策」についても、相談を受け付けますので是非ご利用ください。



**品確法 運用指針、  
新労務単価、社会保険未加入対策等  
建設業に関する様々な相談を受け付けます！**

TEL.  **0570-004976**  
マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

**受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00**  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省  
土地・建設産業局 建設業課

# 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

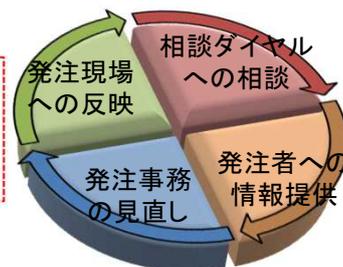
従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険未加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

## 品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば・・・>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など



いただいた情報をもとに・・・

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。

## 公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

事業者の皆様の生の声をお聞かせ下さい



## 社会保険未加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

## その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail: [hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp)

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000089.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html)

公共工事設計労務単価: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

社会保険未加入対策: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

# 建設ホットライン

～建設工事における元請・下請間等のトラブルの相談窓口～

北海道の建設業は、厳しい経営環境の中にあり、建設工事の請負契約における元請・下請間等のトラブルが依然として多い状況にあります。

このことから、道では、[建設工事の請負契約上のトラブルの相談窓口](#)を道庁建設部及び各総合振興局・振興局に設置しておりますので、お困りの方は、最寄りの窓口にご相談ください。

平成25年度以降の公共工事設計労務単価の大幅な改訂に関して、国土交通省では、その実態把握のため、相談窓口を開設しました。道においては、この「建設ホットライン」で様々な立場の方から現場の生の声や情報を聞かせていただくこととしております。

また、国土交通省の相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」でも、設計労務単価や品確法の運用指針などの相談を総合的に受け付けております。

○ 相談事例（これらの相談について、適切な解決に向け方策を提示いたします。）

- 発注者や一次下請等からの工事代金の未払い
- 元請や一次下請等が倒産した場合の工事代金未払い
- 下請代金の大幅な減額
- 公共工事設計労務単価や技能労働者の適切な賃金水準確保に向けた現場の実態

○ 相談窓口

相談窓口	電話番号
北海道庁 建設部建設政策局建設管理課建設業グループ	011-231-4111(内線)29-725
空知総合振興局 札幌建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0126-20-0066
石狩振興局 産業振興部建設指導課指導審査係	011-231-4111(内線)34-463
後志総合振興局 小樽建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0136-23-1372
胆振総合振興局 室蘭建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0143-24-9593
日高振興局 産業振興部建設指導課土木係	0146-22-9291
渡島総合振興局 函館建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0138-47-9465
檜山振興局 産業振興部建設指導課土木係	0139-52-6631
上川総合振興局 旭川建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0166-46-5946
留萌振興局 留萌建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0164-42-8447
宗谷総合振興局 稚内建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0162-33-2529
林-ツク総合振興局 網走建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0152-41-0641
十勝総合振興局 帯広建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0155-27-8540
釧路総合振興局 釧路建設管理部建設行政室建設指導課土木係	0154-43-9191
根室振興局 産業振興部建設指導課土木係	0153-24-5629

○ 受付時間

開庁日の9:00～12:00及び13:00～17:00

○ 『建設業フォローアップ相談ダイヤル』に関する国土交通省ホームページアドレス

- 報道発表資料掲載アドレス：<http://www.mlit.go.jp/common/001084141.pdf>
- リーフレット掲載アドレス：<http://www.mlit.go.jp/common/001084142.pdf>

**「北海道建設業サポートセンター」で  
 中小企業診断士、公認会計士が専門アドバイスを  
 行います！**

「北海道建設業サポートセンター」では、厳しい経営環境にある本道の建設業の皆様への支援を図るため、経営の専門家である中小企業診断士、公認会計士を配置し、本業強化や経営多角化など経営に関する相談に応じますので、ぜひご利用ください！！

**中小企業診断士、公認会計士による専門アドバイス**

相談方法	来訪又は電話による相談 ※来訪の場合は、できる限り事前に来訪時間をご連絡ください。
実施場所	北海道建設業サポートセンター相談室 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁10階（建設部建設管理課内）
電話番号	011-204-5810（直通電話）
相談対応日時	期間：平成30年7月11日から平成31年1月23日まで（計14回） 7/11・7/25・8/8・8/22・9/12・9/26・10/10・10/24 11/14・11/28・12/12・12/26・1/9・1/23 時間：13時30分から15時30分まで  ・地域での建設業支援セミナー（13:30～15:30）及び 巡回相談会（15:30～16:30） ：9月中旬 函館市・9月下旬 苫小牧市・10月中旬 札幌市 1月下旬 旭川市・2月中旬 釧路市 （開催概要の詳細は随時お知らせします。）
参加費用	無料 ※来訪のための旅費や相談者からの電話等通信料などは相談者の負担となります
相談内容	中小企業診断士、公認会計士が経営に関して、専門的な相談対応を行います。 ■建設業の本業の経営の強化に関する相談 合併・事業譲渡・協業化等の企業連携に関する戦略面の相談、経営戦略の立案 財務管理、労務管理に関する相談等 ■新分野進出など経営の多角化に関する相談 多角化に向けた経営戦略の立案に関する相談等 ■人材育成・生産性向上に関する相談 ■会計・税務など財務に関する相談 資産評価手法の見直しや債務処理等の財務評価に関する相談等 ＊融資の申込みや書類の作成・申請などの業務代行や仲介など、実務支援は対象外です ＊相談内容は秘密厳守とします。
セミナー内容	■働き方改革と生産性向上、新事業・新分野への進出、担い手確保・人材育成等

## 各種支援制度等の相談はこちらへ

道や国等の建設業に関する各種支援制度等の紹介については、上記「北海道建設業サポートセンター」及び全道の総合振興局（振興局）の建設指導課に設置している「地域建設業サポートセンター」で常時、相談をお受けしています。

- 相談方法 来訪又は電話による（無料）
- 相談時間 平日（開庁日）の9時から17時
- 相談内容 道や国等の建設業向けの各種支援制度や専門機関の紹介、建設事業者の取組事例の紹介等
- 連絡先 裏面の一覧をご覧ください

## 建設業サポートセンター連絡先

サポートセンター名	〒	住 所	電話番号
北海道建設業サポートセンター （専門アドバイス窓口）	060-8588	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理課（北海道庁本庁舎10階）	011-204-5810
空知総合振興局地域 建設業サポートセンター	068-8558	岩見沢市8条西5丁目 空知総合振興局札幌建設管理部建設指導課	0126-20-0066
石狩振興局地域 建設業サポートセンター	060-8558	北海道札幌市中央区北3条西7丁目 石狩振興局産業振興部建設指導課	011-204-5834
後志総合振興局地域 建設業サポートセンター	044-8588	虻田郡俱知安町北1条東2丁目 後志総合振興局小樽建設管理部建設指導課	0136-23-1372
胆振総合振興局地域 建設業サポートセンター	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号 胆振総合振興局室蘭建設管理部建設指導課	0143-24-9593
日高振興局地域 建設業サポートセンター	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56 日高振興局産業振興部建設指導課	0146-22-9291
渡島総合振興局地域 建設業サポートセンター	041-8558	函館市美原4丁目6-16 渡島総合振興局函館建設管理部建設指導課	0138-47-9465
檜山振興局地域 建設業サポートセンター	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山振興局産業振興部建設指導課	0139-52-6631
上川総合振興局地域 建設業サポートセンター	079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川総合振興局旭川建設管理部建設指導課	0166-46-5946
留萌振興局地域 建設業サポートセンター	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2 留萌振興局留萌建設管理部建設指導課	0164-42-8447
宗谷総合振興局地域 建設業サポートセンター	097-8558	稚内市末広4丁目2-27 宗谷総合振興局稚内建設管理部建設指導課	0162-33-2529
オホーツク総合振興局地域 建設業サポートセンター	093-8585	網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局網走建設管理部建設指導課	0152-41-0641
十勝総合振興局地域 建設業サポートセンター	080-8588	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝総合振興局帯広建設管理部建設指導課	0155-27-8540
釧路総合振興局地域 建設業サポートセンター	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号 釧路総合振興局釧路建設管理部建設指導課	0154-43-9191
根室振興局地域 建設業サポートセンター	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地 根室振興局産業振興部建設指導課	0153-24-5629

# 北海道アスベスト情報ポータルサイト のご案内

北海道では、アスベストに関する各種情報を掲載した「北海道アスベスト情報ポータルサイト」を道のホームページに開設しています。

北海道アスベスト

検索

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/asbest/asbest.htm>

☆☆掲載またはリンクしている情報☆☆

- ・石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について（環境省通知）
- ・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省 2014.6）
- ・特定粉じん排出等作業実施届出書（アスベスト除去工事等に関する様式）
- ・道内のアスベスト分析機関一覧
- ・融資制度
- ・石綿健康被害者の救済制度 等

北海道アスベスト情報ポータルサイトに関するお問い合わせは

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課環境保全グループ まで

電話 011-204-5192

# 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。  
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

## 注意点

【従事する作業の内容】  
ガイドラインで定める現場入場制限は建設工事を対象としています。ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

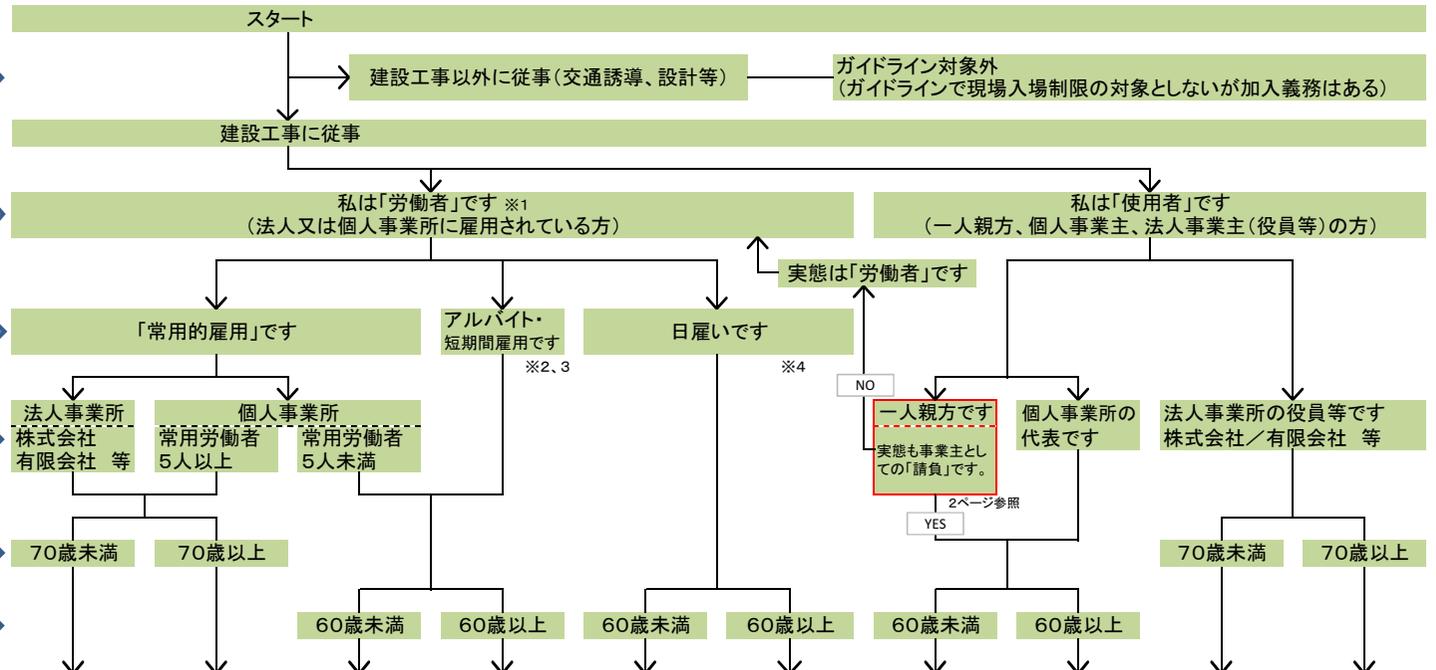
【労働者が使用者か】  
「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【働き方】  
働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。一人親方の場合、実態としても「請負」であるか注意してください。

【事業所の形態】  
「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。

【労働者の年齢】  
厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。70歳以上は適用除外です。健康保険は75歳以上で後期高齢者医療（適用除外）となります。

国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。



保険の種類		加入によるメリット		A		B		C		D		E		F		G		H		I		J	
労働保険	雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をする事ができない場合に給付金を受け取ることができる。		雇用保険		(雇用保険)※5		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		国民健康保険 又は 日雇特例被保険者		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設国保等)※6			
	医療保険 (健康保険)	業務外での病気やケガにより仕事をする事ができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		国民健康保険 又は 日雇特例被保険者		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設国保等)※6			
	年金保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給要件が手厚くなっている。		厚生年金		適用除外		国民年金		適用除外		国民年金		適用除外		国民年金		適用除外		厚生年金		適用除外	
<p>右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。「●」がついている保険について、作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。</p> <p>適切に加入していない場合：元請：下請に対して加入指導 下請：自社の労働者を加入させる</p>				区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J									
				雇用保険	●	●	●	●	※7	※7	—	—	—	—									
				医療保険	●	●	※7	※7	※7	※7	※7	※7	●	●									
				年金保険	●	—	※7	—	※7	—	※7	—	●	—									
(参考) 労災保険 業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。				元請が一括して加入(現場労災)										特別加入									

※1 事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。  
 ※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。  
 ※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。  
 ※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働単価を受け取る者です。  
 ※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。  
 ※6 法人や常時5人以上使用する個人事業所であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。  
 ※7 これらの保険はガイドラインの対象とはしていませんが、法令により個人での加入が求められています。

\* ガイドライン…「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの □ 個人で加入するもの

# 働き方チェックシート

「雇用」と「請負」の判断の参考としてください。

以下の設問で、あなたの働き方はどちらに近いですか？

〔一人親方であっても、実態として仕事の指示や指揮監督を受けていると、労働者に当たると判断され、会社で保険加入すべき場合がありますので、このチェックシートで確認してください。〕

Q1. 仕事先から意に沿わない仕事を頼まれたら、自分の判断で断る自由はありますか

仕事先:あなたに工事を発注する会社



自分に断る自由はない

自分に断る自由がある

Q2. 仕事が早く終わった時などに仕事先から予定外の仕事を求められた場合に断る自由はありますか



自分に断る自由はない

自分に断る自由がある

Q3. 仕事先の会社の就業規則など服務規律の適用を受けていますか



受けている

受けていない

Q4. 仕事先から仕事の就業規則(始業・終業)を決められていますか



仕事先から決められている

自分で決められる

Q5. 当日の仕事が早く終わった時に自分の判断で仕事を終えることはできますか



仕事を終えて良いかは仕事先の了解が必要

自分の判断で仕事を終えることができる

Q6. 仕事が早く終わった時に自分で見つけた他の現場の仕事をすることができますか



別の現場での仕事を行うことは許されない

別の現場で仕事を行うこともできる

Q7. 仕事先からの工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、日々の仕事の内容は方法はどのように決めていますか



毎日細かな指示や具体的な指示を受けて働く

毎日の仕事量、配分や進め方は自分の裁量で判断している

Q8. あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代わりの者に行わせる場合はどのようにしていますか



会社が代わりの者を探す

自分の判断で代わりの者を探す

Q9. あなたの頼まれた仕事を代わりの者が行った場合の報酬(工事代金又は賃金)は仕事先から誰が受け取りますか



代わりをした者

自分

Q10. あなたの通常ミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか



仕事を依頼した会社が負担する

自分が負担する

Q11. あなたが仕事で使う機械・器具(手元工具を除く)は誰が提供していますか



仕事を依頼した会社が提供する

必要な機械・器具は自分で持ち込む

Q12. あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか



仕事を依頼した会社が提供する

すべて自分で調達する

Q13. あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか



一日あたりの単価など働いた時間による

工事の出来高見合い

左右で☑が多くついた方はどちらですか

左に☑が多い → 一人親方でない可能性が高い  
右に☑が多い → 一人親方の可能性が高い

**労働者性が強い**  
(雇用されるべき労働者)

**事業者性が強い**  
(一人親方)

※労働者性は総合的に判断されるため、左側に☑が多くついたからといって、必ずしも労働者となるとは限りません。

## 都道府県社会保険労務士会相談窓口

P1「確認シート」やP2「働き方チェックシート」に関する疑問は社会保険労務士会の下記相談窓口をご利用ください。  
 その他、社会保険の制度で分からないことがあれば、下記リストから最寄りの社会保険労務士会へお尋ねください。

平成29年9月末現在

社会保険労務士会	所在地	電話番号	FAX番号
1	北海道 千 064-0804 札幌市中央区南4条西1丁目 サニー南四条ビル2F	011-520-1951	011-520-1952
2	青森県 千 030-0802 青森市本町5-5-6	017-773-5179	017-775-1428
3	岩手県 千 020-0821 盛岡市山王町1-1	019-651-2373	019-651-7841
4	宮城県 千 980-0014 仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F	022-223-0573	022-223-0674
5	秋田県 千 010-0921 秋田市大町3-2-44 大町ビル3F	018-863-1777	018-863-1839
6	山形県 千 990-0039 山形市香澄町3-2-1 山交ビル8F	023-631-2959	023-631-2981
7	福島県 千 960-8252 福島市御山字三本松19-3 第2信夫プラザ2F	024-535-4430	024-534-5432
8	茨城県 千 311-4152 水戸市河和田1-2470-2	029-350-4864	029-350-3222
9	栃木県 千 320-0851 宇都宮市鶴田町3492-46	028-647-2028	028-647-2007
10	群馬県 千 371-0846 前橋市元総社町528-9	027-253-5621	027-253-5679
11	埼玉県 千 330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7F	048-826-4864	048-826-4866
12	千葉県 千 260-0015 千葉市中央区富士見2-7-5 富士見ハynesビル7F	043-223-6002	043-223-6005
13	東京都 千 101-0062 千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F	03-5289-0751	03-5289-8820
14	神奈川県 千 231-0016 横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル4F	045-640-0245	045-662-9220
15	新潟県 千 950-0087 新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟1F	025-250-7759	025-250-7769
16	富山県 千 930-0018 富山市千歳町1-6-18 河口ビル2F	076-441-0432	076-441-0255
17	石川県 千 921-8002 金沢市玉鋸2-502 エーブル金沢ビル2F	076-291-5411	076-291-5415
18	福井県 千 910-0005 福井市大手3-7-1 織協ビル3F	0776-21-8157	0776-21-8103
19	山梨県 千 400-0805 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F	055-244-6064	055-244-6065
20	長野県 千 380-0936 長野市大字中御所字岡田131-14 JAながの会館3F	026-223-0811	026-267-6225
21	岐阜県 千 500-8382 岐阜市藪田東2-11-11	058-272-2470	058-272-2910
22	静岡県 千 420-0833 静岡市葵区東鷹匠町9-2	054-249-1100	054-247-4795
23	愛知県 千 456-0032 名古屋市熱田区三本松町3-1	052-889-2800	052-889-2803
24	三重県 千 514-0002 津市島崎町255	059-228-4994	059-224-0327
25	滋賀県 千 520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」6F	077-526-3760	077-526-1800
26	京都府 千 602-0939 京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332	075-417-1881	075-417-1880
27	大阪府 千 530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188	06-4800-8177
28	兵庫県 千 650-0011 神戸市中央区下山手通7-10-4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864	078-360-1588
29	奈良県 千 630-8325 奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070	0742-23-6071
30	和歌山県 千 640-8317 和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター1F	073-425-6584	073-431-3829

社会保険労務士会	所在地	電話番号	FAX番号
31	鳥取県 千 680-0845 鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4F	0857-26-0835	0857-26-2101
32	島根県 千 690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F	0852-26-0402	0852-26-0412
33	岡山県 千 700-0815 岡山市北区野田屋町2-11-13 旧岡山あおば生命ビル7F	086-226-0164	086-226-0180
34	広島県 千 730-0015 広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5F	082-212-4481	082-212-4482
35	山口県 千 753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館2F	083-923-1720	083-923-9802
36	徳島県 千 770-0865 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)2F	088-654-7777	088-654-7780
37	香川県 千 760-0006 高松市亀岡町1-60 エスアールビル4F	087-862-1040	087-862-6733
38	愛媛県 千 790-0813 松山市萱町4-6-3	089-907-4864	089-923-1133
39	高知県 千 780-8010 高知市棧橋通2-8-20 モリタビル2F	088-833-1151	088-833-1156
40	福岡県 千 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多借成ビル3F301号	092-414-8775	092-414-8786
41	佐賀県 千 840-0843 佐賀市川原町8-27 平和会館内	0952-26-3946	0952-26-4107
42	長崎県 千 850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3FB	095-821-4454	095-821-2515
43	熊本県 千 860-0801 熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7F	096-324-1124	096-324-1208
44	大分県 千 870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル4F	097-536-5437	097-536-5447
45	宮崎県 千 880-0878 宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1F	0985-20-8160	0985-60-3870
46	鹿児島県 千 890-0056 鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2F	099-257-4827	099-257-2219
47	沖縄県 千 900-0032 那覇市松山2-1-12 合人社那覇松山ビル6F	098-863-3180	098-863-3563

★ 47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が無料で電話相談に応じます。

### 【ご利用方法】

- ① 最寄りの都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい
- ② 都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします  
 (※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。)